

居宅介護支援の留意事項

名古屋市健康福祉局介護保険課

1 暫定ケアプランの作成について

暫定ケアプランについて

要介護・要支援認定の新規申請・区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間は、暫定ケアプランを作成することで当該プランに基づきサービスを利用することができます。

平成18 年4月改定関係 Q&A(Vol.2)

（問52）要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

（答） いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

暫定ケアプランがないと・・・

- ▶ 早急にサービス利用が必要であるが介護認定を受けておらず新規申請する場合
 - ▶ 現行のサービスの要介護度（要支援度）が利用者の状態とあっておらず、必要なサービスを利用するために区分変更申請を行う場合
- ➡ 認定結果が出るまで利用者が必要なサービスを利用できない
- ➡ 暫定ケアプランを作成し、利用者が必要とするサービスを適切に利用できるようにするのが望ましい。

暫定ケアプラン作成時の注意事項

- ▶ 暫定ケアプランの作成にあたっては、アセスメント～原案作成～サービス担当者会議～説明・同意・交付といった一連の業務が必要です。
- ▶ 認定の結果が想定していた結果と異なった場合でも給付が受けられるよう、居宅サービス・介護予防サービス両方の指定を受けている事業者をケアプラン上に位置づける必要があります。

【訂正】 区変申請時のサービス担当者会議について

令和2年度ケアマネジャー向け研修会「運営基準減算について」

次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

- イ 利用者が要介護更新認定を受けた場合。
- ロ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

~~申請時までさかのぼって認定される ← 申請時にはサ担会が必要~~

※利用者の状態に変化があったから区変申請する

=ケアプランの変更が必要 ➡その場合はサ担会が必要

2 新たに追加された運営基準減算について

新たに追加された運営基準減算の内容

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ◆ 前6月間に作成されたケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合
- ◆ 前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の事業者（事業所）によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

実施にあたっての留意点

(1) 文書の交付・説明・署名について

- ▶ 説明を行うにあたっては、文書の交付に加えて、口頭での説明を懇切丁寧に行い、必ず利用者から署名を得なければなりません。
- ▶ 説明とは、文書を交付することによる説明を要します。従って、口頭で説明をしたことを支援経過等に記録しているだけでは足りません。
- ▶ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

実施にあたっての留意点

(2) 「前6月間に作成されたケアプラン」について

- ▶ 「前6月間」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成されたケアプランを対象とします。
 - ① 前期（3月1日から8月末日）
 - ② 後期（9月1日から2月末日）
- ▶ 説明の際に用いる割合等については、直近の①（前期）もしくは②（後期）の期間のものとしします。
- ▶ 例えば、令和3年4月に開設した事業所については、4月1日～8月末日に作成されたケアプランが対象となり、この数をもとに割合を算出します。

実施にあたっての留意点

(2) 「前6月間に作成されたケアプラン」について

(例) 令和3年4月に開設した事業所の場合

- ・ 4月～8月契約者

契約時の説明は不要です。9月以降のモニタリングやケアプランの見直し時等に説明を行ってください。

- ・ 9月～翌年2月契約者

4月1日～8月末日に作成されたケアプラン数により算出した割合で説明を行ってください。

- ・ 翌年3月以降契約者

直近の①（前期）もしくは②（後期）の割合により説明を行ってください。

3 利用者への説明・同意等に係る 見直しについて

基準省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いることができる。

- ◆この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありません。
- ◆電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

Q.これまで、居宅サービス計画書第1表に署名・押印を、第6表に押印を求めていたが、今後は署名を求めなくてもよいか。

A.居宅サービス計画の内容について、**文書により利用者から同意を得る取扱いに変更ありません**が、今回の基準の改正により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの等については、**相手方の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法によることができる**とされました。具体的には、例えば、電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。

留意点

- ▶ 基準省令第13条について、ケアプランの同意に係る内容に変更はありません。
- ▶ 令和3年3月31日に厚生労働省より発出されている通知「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（介護保険最新情報Vol.958）では、居宅サービス計画書標準様式の第6表（サービス利用票）にて利用者確認欄が削除されておりますが、記載要領の「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に利用者の確認を受ける。」との記載は以前と変わらず残っております。
- ▶ 「利用者に口頭で同意を得て、支援経過記録に記載する」という方法は想定しておらず、従来の方法（第6表であれば、余白に署名をいただく等）または電磁的方法で同意を得る必要があります。